

令和7年3月14日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	青 木 浩 明	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 濱 村 美 香 2 番 山 本 牧 夫

令和7年3月第13回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和7年3月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から5番まで）

議 事 の 経 過

令和7年3月14日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

陳情第8号及び10号については、審査未了となりましたのでご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

おはようございます。

それでは、早速ですが一般質問を始めさせていただきます。

子育て支援の中の、やはり地域医療という関係で、一般質問をさせていただきます。

これからの地方医療、もちろん小児科、産婦人科問題について質問致しますが、これからの行政はどう取り組むかということであります。

子どもに必要な医療関係が幡多郡内からだんだんだんだん減少している、そういう現実があります。今月28日にも、四万十市の小児科の病院が、高齢という形で閉院するということを聞いております。

そして、産婦人科もけんみん病院以外1軒ありますけれども、1カ月当たり4人から5人しか生まれてない。なかなか経営も苦しいということを聞いております。

だんだんだんだん、やはり住民に愛された、こういった病院がなくなるということは本当に寂しいことでもあります。

しかし、昨日の高知新聞で皆さんもご承知のとおり、市民病院の空きスペースを利用して小児科を12月から開院するという、ほんまにほっととしたニュースが飛び込んでまいりました。ある程度は、けんみん病院の先生が辞めるからどうかでということをちらっと聞いたことで、今回このような質問にしました。

ということで、まず、市民病院は市民病院、この小児科がスタートするんですけども、しかし、黒潮町として地域医療の中で、小児科、そして産婦人科のこの取り組みをこれからどうしていくのかということ、まずお聞いします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

おはようございます。

それでは、澳本哲也議員の一般質問、子育て支援についてのカッコ1、子どもに必要な医療機関が幡多郡内から減少している。行政としての取り組みについて問うについてお答え致します。

幡多郡内の産婦人科及び小児科の医療機関につきましては、少子化や医師の高齢化などの理由により病院数

が減少し、危機的な状況であると承知しております。この問題につきましては、幡多保健所管内のみならず、県下の郡部では同じ状況を抱えており、今後、出産をされる方や、子育て中の方がかかりつけ医の不足に大変な不安を抱えているという声も伺っております。

町としましても、医師の確保や、周産期医療及び小児科医療をカバーする体制づくりが重要であると捉えておりますが、町単独での取り組みは難しく、県と幡多地域全体で考えていかなくてはならない問題であります。

また、この問題につきましては、昨年11月に幡多地域の市町村医療担当部局が集まり、現在の危機的な状況について共有するとともに、今後とも6市町村が協力して取り組んでいくことを確認しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

11月に6市町村が取り組んでいくということで、それはもちろん県も入っての話ですね。

はい、ありがとうございます。

それですね、その四万十市の今回の対応、本当にありがたいんですけども、開業に必要な改修工事、そして医療機器の2分の1、最大2,000万円の補助をするということで新聞にも書いておりましたけども、黒潮町としてその補助以外が来た場合、今来てるかどうか分かりませんが、来ているか。

そして、来た場合、どのような対応が取れるかということを、ちょっと聞きます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、澳本議員の再質問についてお答え致します。

現在、黒潮町では、個人が開院される場合の補助金制度についてはございません。

今回の四万十市の小児科の開業に当たりまして、特に黒潮町に補助金等の依頼は受けておりませんので、現在の補助金としては考えておりません。

今後ですね、そのような補助金、負担金等の依頼があれば、その際には協議が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3番（澳本哲也君）

もちろん、補助依頼が来たらやはり協力しなければならない。やっぱり6市町村のこういう協議会があるのであれば、やはりやっていかないとかながやないかなと思いますので、はい。

それとですね、僕、その病院もですけども、これから特に、子どもの成長を助けるじゃないけれども、この子ども支援センターの役割というものが、これからますます重要になると思っております。

なぜならば、やっぱり親も不安。精神面でですね、不安に寄り添うところ、場所というものがやっぱり必要になってくるのではないかと思います。これも、今まで以上にやっぱり充実した、こういった子ども支援センターの在り方というものが大事になってくると思いますけども、この対策等ありましたらちょっと聞きたいなと思ってるんですが。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えを致します。

子ども支援センターにつきましては、現在、大方中央保育所に併設して実施をしております。

また、佐賀地域におきましては、定期でございますけれども、みらいで臨時で開設をしておるところでございます。

こちらのこれからの役割というのは、保育所同様に重要な役割があると考えております。現在もいろんな受け入れ、それからアドバイス等も行っておりますけれども、今後も充実をしていくことが大事だというふうに考えております。

福祉部門とも連携をしながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

子ども支援センターですが、やっぱり通える雰囲気づくり、行きやすい雰囲気づくりというものも大事だと思いますので、そういった形もやっぱり、これからよろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、やはり当町にはやっぱり拳ノ川の直診という、重要性がこれからは特に目が向けられるんじゃないかなと思っております。

特に、この子どもも救急の場合もいっぱいあると思うんです。そうした場合、やはりこの直診がやはり小児科に対する取り組みというものもこれから、難しいかもしれませんが、必要になってくるんじゃないかと思ひます。

ICT を利用した遠隔の医療の活用なんかもこれから視野に入れて、いろんな規制があると思うんですが、そういう形もやっぱりこれから重要視されるんじゃないか、また必要ではないかと思うんですが。

地域住民課長、どうでしょうか、そういった形。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、澳本議員の再質問についてお答え致します。

まず、ICT を活用した診療について、拳ノ川診療所として取り組みはどうかということであります。

まず、オンライン診療につきましては、現在、拳ノ川診療所で導入に向けて準備を進めております。

メリットとしては、自宅や職場などあらゆる場所から受信が可能で、病院への往復とか待ち合いの時間とかというものが短縮されるという、とても利便性が高いことではあります、診療ができる疾患っていうのが、慢性的な疾患の服薬がきちんと管理されておって状態が安定しているものという制限がありますので、拳ノ川診療所としては、基本は対面での診療を考えております。

特に小児の場合は、熱、嘔吐（おうと）、下痢などといった急性期疾患の場合が多いので、直接患部を見て判断するということが大切でありますので、オンライン診療は総合的に判断して難しいとは考えております。

次に、オンライン相談というのがありますが、幾つかの自治体では、その ICT 技術を使って自宅からラインとかチャットで、産婦人科や小児科の専門医師に 24 時間相談できるサービスっていうのを導入がされているようです。

リアルタイムに専門医から相談の回答がもらえるので、黒潮町としてもニーズは恐らくあるとは思いますが、導入に当たっては費用が発生することなどがありますので、現在導入している自治体の動向を見ながら、今後は検討していきたいと思います。

拳ノ川診療所につきましては、可能な限り小児の診療、予防接種にも対応しておりますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

そこで、課長、その拳ノ川の直診ですね。子どももちろん一定、診療はできるということですね。

そういうことをですね、佐賀地区の人々は知ってるかもしれませんが、なかなか大方地域の方なんかは、何か直診となったら佐賀地域のもんだという地域という意識がやっぱりあるんですよ。そこらへんも、やっぱりこう広報なんかでもやっぱりこれから周知していってもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

今回ですね、なかなか四万十市の方でこういった取り組みがなされて、僕のこの一般質問、何か構えちゃったんですけど、こういった形でやってくれるということですので本当にうれしいことですが、今回やってくれるということですので、もうこのことについては、とにかく終わりたいと思います。

本当にこれからもっともっと頑張って、その6市町村でまた話し合いをしながら、充実したまたこの施設にしていきたいなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

2 問目です。インフルエンザの無料について。予防接種の無料についてです。

この質問は、僕2 度目になります。

予防接種の無料化は、保護者もやっぱりこれを結構期待をしております。やはり子どもが3 人、4 人おところとはなかなか、1 回の接種の費用がやっぱり万を超えるということで、相談もいろいろ受けております。

やっぱり補助をしていただいて、ちょっとでもやはり重症化を避けるというのがやっぱり目的ですので、ぜひともよろしくお願いいたしますと思いますが。

とにかくかかってしまえば、保護者が病院に連れていかなければならない、仕事を休まなければならない。やはり子育て支援を積極的に進めるのであれば、やはりこのインフルエンザワクチンの無料化、どうかならんかなということで、まず質問を致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは澳本議員の、インフルエンザワクチンの予防接種を無料にできないか問う、のご質問にお答え致します。

現在、当町では、ワクチンの公的接種は国の統一的な制度の下で、予防接種法に基づき実施しています。

従いまして、インフルエンザワクチンの接種につきましては、予防接種法で定められているとおり、助成対象者につきましては65 歳以上の方と、60 歳以上65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で1 級相当の障害のある方となっており、対象となっている方につきましては自己負担金1,100 円で接種を受けることができますが、対象となっている方以外につきましては全額自己負担となっています。

特に13 歳未満の方につきましては、年間2 回の接種となっておりますので、保護者の費用負担は大きいこと

については理解をしております。

しかしながら、国の統一的な制度の下での予防接種法に含まれていないことから、今のところ、インフルエンザワクチンの補助や無料化についての予定はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

無料化も補助もできない、予定はない、ということですよね。

しかし、実質、補助をしている自治体で、日本全国結構あるがです。領収書を持っていったら、やっぱり 2,000 円ぐらい、大体 2,000 円です。調べたら、2,000 円ぐらいは補助が出るいうふうな形でやっておる。できませんか、黒潮町。

今現在、中学校、小学校、保育園、そんなに、今は子どもの数も減ってなかなか、そんなお金も必要でないんじゃないかなと思うんですけども。

今 2 回と言いましたけども、今、結構 1 回で済んでいる子どもらも結構おるそうです。そうなってきたら、やっぱり 1 回では 2,000 円、どうにかできないかな。

そんな費用も掛からんと思うがですけども、検討の余地はないですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

まず、他の市町村の状況ですが、県下、高知県内の状況としましては、34 市町村のうち半数に当たる 17 市町村が、一部もしくは全部補助を現在しております。

先ほど 1 回で済むという話でしたが、一応、基準としましては 13 歳未満の方につきましては 2 回接種が決められておりますので、現在の、例えば黒潮町の 2 月 28 日現在の人口で子どもの数を計算して、12 歳未満については 2 回接種、18 歳以下の方については 1 回接種で計算をしますと、年間で、大体全員が受けたとすればということですが、420 万を超える金額となっております。

ただ、先ほども申しましたように、予防接種法に含まれていないこと、また、インフルエンザワクチンは一定の予防効果はございますが、やはり副反応というリスクもございます。そういったところで、保護者もしくは本人がそういうリスクと予防効果をてんびんにかけていただいて、その中で判断して接種を行っていただくというのが現在の方法になっておりますので、現在のところは、そういう予防の方にも当然力を入れますが、補助ではなくてそういった、例えば手指消毒であるとか、人の集まる場所には行かないとか、そういったそのほかの予防方法もありますので、そういったところを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

けど、僕はこの 2 回目をなんで質問したかという、ちょっと怖い話を聞いたんです。うちは、もうワクチン打ちませんと。お金が要るから打ちません。インフルエンザにかかったら医療費がただなので、そっちの方

がずっとお金が要らん。だから、ワクチンは打たんと。何か、本当に怖い話ながですよ。これ、本当にいいのかな。これでいいのかなと思って。だからこれを、質問をしたんですけども。

そういう現実があるということを、課長、どう思いますかこれ。うんと怖い話なんですよ。

ちょっと一言、よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

今の話を聞いて、私個人としては怖いと思っております。

インフルエンザにつきましては、今、ワクチンであったりとか、予防がある程度、今 60 パーセント予防率とされておりますが、ワクチンを打つことで 60 パーセント重症化を防いだりということとはできます。

ただ、先ほどおっしゃられたように、かかってしまえばただということではなくて、やはりインフルエンザに感染して発症すると、発熱や頭痛、それから関節や筋肉痛、また全身の倦怠感なども見られます。さらに重症化をすれば、重症肺炎、脳症、脊髄炎の可能性もあります。

やはり子どものことを考えていただいて、そういったかかってから治すのではなくて、予防の方に力を入れていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

そういったこともやはり、もう言わんでも分かっちゃうがですけども、やはり保護者の方にはやっぱきちんと周知していく。そういうことも、やっぱやってください。

ほんで、このインフルエンザワクチンの接種ですけども、やはり当町には、先ほども言ってますが、やっぱり直診という存在があります。そういった直診の先生に、ある程度、役場なり保育園、小学校に来てもらい、希望する者は打つ。もちろんお金も発生します。そんな場合。そうした場合、そういうことできないかな。

やはり、親が休んで接種をしなければならない。これながですよ。接種に連れていかなければならない。そういった時間、時間の問題ですよ、親の。

そういった負担を軽減する、そういった取り組みはこれからできませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

保育所とかでそういった集団健診をできないかということですが、このインフルエンザにつきましては法律の義務がないというのは、先ほど答弁を致しました。

対象者が自らの意思で接種を希望していることの確認が、どうしても必要となってきます。

子どもの場合は、先ほど言った定期接種ではないため、さらに配慮が必要となっています。特に未成年の予防接種の実施に当たっては、原則、保護者の同伴が必要となっております。

また、先ほど言ったワクチンの副反応も対策が必要ですので、もしそういうことをするのであれば、前回のコロナワクチンのように体制を整えて行う必要も出てきます。

また、集団接種をすることで、先ほど時間のこともおっしゃられてましたが、保護者がどうしても集まって、ずっと同伴しておかなければいけないといったところもあります。

なので、直接病院に行かれ方が束縛時間は減ると思われますし、また、そういった副反応に対する処置についても、病院の方が安全安心に受けられると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

3 番（澳本哲也君）

分かりました。

取りあえずですね、先ほども課長が言うたように、やはり高知県の自治体の半分ぐらいはやはり助成、補助もして、無料化もやっているというのであれば、やはり黒潮町もそういった検討の課題があるんじゃないかと思います。

ぜひともですね、これからの子どもの支援のためにもぜひともやってください。まず、検討するということです。

この地域医療、高齢者ばかりの問題ではありません。これからも地域医療については、やっぱり子育て支援という視点からでもですね、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そして、情報。情報を速やかに、やはり住民に伝えていってもらう。そういうことが必要。これから特に、SNS の利用なり、また広報なり、IWK の利用なりと、本当に手段はいっぱいあります。そういった情報をしっかりと流していただいて、この地域医療に取り組んでもらいたいと思っています。子育てについて、よろしくをお願いします。

以上で、僕の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、通告に従いまして一般質問を致します。

まず、1 番目のですね、黒潮町創生計画についてでございます。

そのカッコ 1 として、黒潮町創生基本計画、令和 2 年度から令和 6 年度計画の成果、見通しを問うものでございます。

それからカッコ 2 番、黒潮町創生基本計画令和 7 年度からの目標を問うと。

これ、計画が終われば、直ちに新しい計画が実行されなければならないということから、こういう形で通告を致しました。

町長が示された今年の施政方針等につきましては、私も支持し、積極的に予算執行を行っていただきたいと、このように考えております。

その中でですね、まず、この 6 年度途中ではございますが、この 3 月 31 日、月末で終わりますので、この成果の見通しというものはどういう状況にあるのか。

施政方針の中でも、その点、今までの経過等々示されておりますが、この場においてですね、計画したことに対し、その成果の見通しをまずお聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員のカッコ 1、黒潮町創生基本計画、令和 2 年度から令和 6 年度計画の成果見通しにつきまして、お答えを致します。

議員ご質問の創生基本計画に関しましては、国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、4 つの基本目標を定め、地方創生を推進してきました。

人口の推移につきましては、直近の令和 7 年 2 月末現在の総人口は 9,841 人となっており、今年度末の推計人口である 9,646 人を 195 人上回っている状況です。

平成 27 年度に取り組みを開始して 10 年が経過しようとしていますが、各施策の成果もあり、目標人口には達成できていないものの、人口減少のスピードを 1 年程度遅らせ、緩やかにしている状況にあります。

しかしながら、例年 2 月から 4 月は転出入に大きな動きがあり、特に 3 月は転出超過となることから、最終的に本年度末の人口は 9,700 人台になるのではないかと推測しております。

結果、令和 6 年度末における目標人口である 1 万 761 人には届かず、人口減少に対して一定の改善は見られますが、転出超過の抑制には至っていない状況です。

また、出生数についても、全国的にも過去最少を記録しているのと同様、本町におきましても、新型コロナウイルス感染症がまん延した令和 2 年度を境に減少し、改善していません。

こうした状況を受け止め、各事業の検証と改善を行うとともに、人口減少下での暮らしを見据えながら、効果的な取り組みを継続、強化していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

緩やかないう部分ではございますが、これからのことを考えるとですね、果たして緩やかでこのままいけるかなあというに私なりには考えておりますので、特に高齢化率 47.1 パーセントが当町の資料でございますので、それらを踏まえて、高齢者の方々に対する施策は施策。

それから、若い方。これから将来を担っていく方の施策の展開はですね、十分に配慮し、そこに力を傾注しながら取り組んでいただきたいと、このように考えておりますので、その点については、よくよく取り組んでいただきたいと思います。

それですね、少しこの計画ですね、中を拝見しているんですが、私は今回にちょっと少し力を入れてお聞きしたいのは、教育基本計画でございます。これは基本的な考え方にさまざまな課題があって、それを解決するための項目がこの計画ですね。創生基本計画の中に組み込まれております。

で、特に教育分野についてはですね、さまざまな課題と解決策が取り組むように計画されております。

その中でもですね、最後のところでその基本方針があって、カッコの 1 からカッコの 7 までございますが、このことについてのですね、見通し。成果の見通しがどのようなものになっていくのか。というのはですね、1 つ私も見たのは、去年の 6 年 9 月 6 日付ですね、議長宛てに教育委員会から発した文章がございまして、令和 5 年度黒潮町教育委員会活動点検評価報告書についてという部分でございます。

なかなかこれやっと探しまして、出てきましたけど、なかなか読みづらいのでなかなか難しいですが、これらを評価するについてですね、ここらへんとの整合性がどうなっているかなあというふうに、私は拝見致しました。

で、まずですね、その点からも含めて私が特に注目したのは、このコミュニティースクール、そのかいわいのこの評価報告調書でございまして、ここらあたりを含めてですね、どのような成果、見通しがあるのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えを致します。

黒潮町の教育委員会が実施しております外部評価につきましては、毎年、外部評価の委員さんお二人に前年度の取り組みを点検をしていただいて評価をいただいております。

黒潮町の教育活動につきましては、教育振興基本計画、それから教育基本計画に基づいて実施をしているものでございますので、基本的にはその活動というのは、基本計画に沿ったものだというふうに認識をしているところです。

その取り組みの成果というものにつきましては、先ほどコミュニティースクールというところに着目してというところではございました。

現在、コミュニティースクール、学校運営協議会につきましては、拳ノ川小学校から設立を始めて上川口小学校が最後に設立をしておりますけれども、全ての学校において設立がされております。

コミュニティースクールにおきましては、学校の運営方針であったりとか、活動内容の点検をしていただいて、ご承認をいただくということで運営をしていただいているところです。

また、教職員の異動等についても発言権を持たれているという組織になってございます。

そのコミュニティースクールにつきましては、委員さんは地域の方であったり、それから、学校の教職員も入って運営がされているところです。

その活動というものもしっかりと各学校で年間3回から4回実施をして、毎年報告が上がってきておるものでございます。

そういったところは今後もしっかりと運営をしていただけるよう、教育委員会としてもお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

そのコミュニティースクールと一口にお話されますけれども、これは29年ですかね、地教行法に基づく地教行法が法改正になって、各学校に学校運営協議会を設置するよう努めるものとする。努めるものとするだけから強制力ではございませんが、後のその通知ですね、文科省の次官通知なんかを見ましても、やはりこれは、しっかり取り組みなさいよという通知になってございまして、それを受けて、さまざまな手引きなどが発行されておりますね。

で、ここらあたりを考えたときにですね、学校運営協議会というのは、黒潮町においては令和4年ですね、3月25日付で黒潮町立学校における学校運営協議会の設置などに関する規則というものを制定しておるわけではございまして、これは、最近この中身についてはちょっと気が付いて、これはと思って読み返しておるわけではございます。これはね、法においては努めるものとするであります。現実、これはもう強制的な形で指導がなさせておると、そのように私は考えております。それは学校運営するために必要な組織であるというのは大

方の考え方で、私もこの最近の情勢を見たときに必要なものであるというように判断は致しますが、その仕組み、あるいは運営の方法等についてですね、説明がね、ないわけですね。それは、あるいはあったかも分からんけれども、私は不十分な点があるかと、そのように考えております。

教育課程の編成、当町が作った学校運営に関する基本的な方針の承認という、これは見出しなんです、これまあ協議会が承認することとしておるのは、教育課程の編成に関すること、学校経営に関すること、組織編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関すること、施設管理及び施設整備などの整備に関すること。全各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関することとございます。

そして、委員の任命というのは、これは教育委員会が任命するわけでございまして、その範囲というのは、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、識見を有する者、者ですね。関係行政機関の職員、その他、教育委員会が適当と認める者、者ですね。こういったことが規定されております。

こういったこととですね、先ほど言いました学校運営のための基本方針ですか、指針。黒潮町創生基本計画の中にある、この教育に関する部門についての評価がですねどのようにされておるのか。

ちょっと私には分かりにくいので、もう一度お答え願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えを致します。

教育委員会の活動の外部評価につきましては、先ほども答えさしていただいたように、前年の取り組みの業務報告、主には業務報告書を毎年年度が終わりましたら作成をしておりますけれども、そちらを中心として、説明をさせていただいております。その中で、評価委員さんからご質問等があれば、その内容についてお答えをさせていただいております。

全ての事業について準備はしておりますけれども、詳細なところが十分お伝えできていないということがございましたら、その内容を今後もしっかりと点検をしながら、評価委員さんには資料を提供させていただきながら評価をいただいてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

最初にですね、評価のことについてですけどね、私ね、よその県のこの評価の資料見たんですよ。違いますね、作り方が。私が見たところと当町のものとは違う。

それで、まず第一にね、これ皆さんに読んでいただくものである、字がねもっと大きくないと、これ何を書いちゃうやら分からん。これね私、虫眼鏡使って見るんですけどね。酔うんですね。酔います。これではね、読めない。

で、これね、多分ね、作るときはね、これパソコン入力かなあと思うんで、そのパソコンを皆さん方ね、拡大して入力しているんですよ。多分、拡大。けどこれ、町民の皆さんに見ていただくこの資料はよね、虫眼鏡使こうてもろくに見えん、読めんような、こういうその小さな書き方は困りますので、やはりよその例を、よそがえいとかどうかやない。よそにはこういう作り方をしていますよということを参考にさせていただきながらですね、この評価のこの評価シートなるものを作っていただいた方が、同じお金を使うがですき、その方がね、

私は住民の方や若い義務教育を受けられておる方にはもっと理解していただきやすいんじゃないかなあと思ひまして、こういう質問を重ねておるわけでございます。

それで、この件とですね、学校運営協議会というのは地教行法の47条の5でしたかね。それを運用するための通知もまた別に出てまして。要は、以前は部外者立ち入り禁止の看板もあった時代もありました。過去においてはね。最近が開かれた学校とかいうことで、もっと学校も、どういいますかね、皆さんによく見ていただきたい、知っていただきたい。そして、地域振興にも一緒に取り組んでいきたいと思いますということで、創生の計画にも一緒になって、その町の振興発展のために取り組んでおるというのが、大きな流れであろうと思います。

それで、これはね前々からは、学校の方から今日は運動会の打ち合わせをしたいきにちょっこり来てやとか、校庭がふけて茂っておるので、草刈りに応援に来てやとかいう話がありましたら、それも無条件に学校の方へ伺ってですね、運動会の打ち合わせなり、運動会なり、学校の愛護会ですかね、夏休みの。そういうようなものにも参加してまいりましたが、4年にですね、教育委員会がこういう制度を作った以上ですね、ちょっこり来てやとかいう話でなしに、これはどう言いますか、教育委員会の義務としてですね、その呼び掛ける人々に、委員となっていただく人々に対してですね、十分な説明し、本人の承諾をいただいた後、委嘱状を発行すると。こういうことをきちっとすることが、より一層この地域の小中学校、義務教育ですね、発展。それから、地域の振興につながるものであると私は考えますので、今後のやり方についてですね、どのようにお考えか。

今は見通しのところで質問をしておりますので、まあ大体次のあれは出たようなもんになってきますけれども、まずそこをね、お聞きしたいわけです。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員の再質問にお答えを致します。

まず、議員の方からご指摘いただきました不十分さにつきましては、また中で検討も重ねてまいりたいというふうに思っております。

それで、学校運営協議会におきましては、任命制度となっておりますので、学校長の方からですね、推薦をいただいた方にですね、承諾書をいただきまして、改めて教育委員会の方から任命という形でしっかりとした形を作ってまいりたいというふうに思っております。

それから、この制度そのものがですね、地域の方々とともに学校を良くしていくというふうな制度でできあがった、そして、法的に位置付けられたものでございますので、この部分とですね。

それから、学校が独自に地域の方に要請をしてですね、お願いして、集まって協力いただいているということとは分けてこれは考える必要があると思いますので、今後、そういったところで説明等が不十分であるということでありましたら、また校長会等を通じまして周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それではですね、その部分は了解しましたが。

あとですね、私、昨年の6月議会にも質問を致しました。学校の敷地管理という見出しで、教育の場にふさわしい管理をしていただきたいということで質問致しましたら、教育長は、前向きのお話ございましたね。

これはね、広報にもそのことは答弁として出ささしていただきましたが、これは必要に応じて委員会による目視などの確認や見守りを行うということでございました。

で、そのときに私は写真をこう添付して広報へおるわけですが、これらもですね、この崖というのは写った崖は、その学校がここへ作ってきたときに運動場を広げる、広げていったんですね、小さい山を切り崩して。だから山、あこの学校ができたとき以来のこの崖なんですよ。その上に、大きな立木があると。ほんで、枯れた木もあるということで。先にあったのはセンダンが、現在は伐採しておりますけど枝は。児童生徒が学習の時間の中で、そのセンダンの枝は多いき危ないので伐採していただきたいという、危険個所の点検の時間があつたわけですね。その延長として伐採をしていただきたいということが、学校運営、コミュニティーいうか学校運営協議会いうかよく分かんですけど。そういった会の中で出てきて、その後、学校と教育委員会との間がなかなか進まずいろんなところへ、まずは児童生徒に一番ご迷惑を掛けたわけです。

今回また、昨年の10月でしたかね、プールの問題があつて何とかしていただきたいという地域の願いがあつてですね、保護者の願いがあつて、これは町長に直訴されたというふうに伺っております。

で、先のセンダンのところの話は予算がないという話で、そのままになって大変なことがあつたわけです。児童生徒は、今度プールのことはね、12月で予算計上していただきまして、議会もすぐ認めていただきました。これ、直ちに執行できる状態に入ったわけですね。でね問題は、予算がないという話が一般に伝わってくる問題と、お願いすればすぐやっていたらというこの違い、大変な違いがございます。要は、児童生徒の命がかかっておるわけですね、そこに。

でね、ここらあたりは、小学校、中学校というのは義務教育なの。嫌でも行かないかん。嫌でも行かないかん。行からったら大変なことになりますねこれは。義務ですき。それはもう分かっておるのに、やはりこういった違いが出てくる。これは、私はね、やっぱりどこに問題があるかなあということをごよく考えるわけですけど、お金がないきできんとかいう話はね、議会が町長の提案の予算を認めらつたらないということになりますね。認めたらえいわけで。じゃあ、議会へ提出するのはどこから出てくるかということをご考えるとですね、これはもうね行政の責任なんですね。

で、そのところをしっかりと認識していただいて、今回のプールのようにですね、お金がないと言いながらも、こと子どもの児童の命にかかわるようなことについては何が何でもやっていただくという、そういう姿勢を見せていただくことが、若い、将来町を支えていただくという方の命を守ることは大変大事なことで、これからですね、前向きに取り組んでいただきたいと思いますが。

この成果のところですよ、成果見通しのところでどうなんですか。どのような評価されますか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員の再質問にお答えを致します。

お答えの視点はいろいろあるかと思いますが、まずこの創生基本計画につきましては、教育分野においてはですね、人口減少の報告であつたり、あるいは地域経済の活性化ということで取り組んできているというのがまず柱にございまして、その中で、次の時代を担う子どもたちをですね、学習課程の中で教科を横断して取り組む学習、ふるさとを題材と致しましたふるさと・キャリア教育ということをご柱と致しまして、いずれ取り組んでいくところでございます。

その中で、成果と致しましては、子どもたちの意識調査から見るとですね、これは学校や社会を良くするた

めに何かしてみたいことはありますかという問いに対しましてはですね、中学生の答えの中で肯定的な意見が88.8パーセント、そして小学生6年では90.9パーセント、そしてまた、小学校2年生から中学校2年生までの標準学力テスト。この得点だけを見れば、令和6年度においては、全国、高知県西部と比較致しましても、全ての学年で上回ってるというふうな結果が出ております。

従いまして、ふるさと・キャリア教育ということを進めることを柱にして取り組んでいけることは、一定成果が出ているというふうに思ってるところでございます。

今後はこれをですね、これだけをやるということではなくてですね、これを大きな柱と致しまして、中でそれぞれの学校が創意工夫をしていただきながらですね、また次のステップと考えてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それではですね、カッコ2番ですね。

黒潮町創生基本計画、令和7年度からの目標を問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員のカッコ2、黒潮町創生基本計画令和7年度からの目標につきましてお答えを致します。

令和6年度末をもって現行の創生基本計画が計画期間を迎えることから、次期計画へと切れ目なくつなげていくために、令和7年度から令和9年度までの3カ年を計画期間とした、次期創生基本計画を策定することとしております。

産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部構成からなる黒潮町総合戦略を、本町の最上位計画として位置付けます。

本町はこれまで、人口減少社会へと向かうさまざまな社会変化の中にあっても、地域の資源や人材を生かしながら、あらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりを目指した多様な施策を展開してきました。

次期計画におきましても、これらの取り組みによる成果をさらに伸ばしていくため、従来の基本計画とそれに基づく基本施策を継続するとともに、必要に応じて適宜、施策の充実、強化を図りつつ計画を推進してまいります。

本町における人口ビジョンを定めている2060年の人口6,800人を維持することを目指して、人口減少下での暮らしを想定した持続可能なまちづくりに向けて、取り組みを続けてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、しっかりと予算執行していただくことが町の振興発展につながることでありますので、頑張りたいと思います。

最後いいですか、この項目についての最後の案ですが、やはり若い、町の将来を担っていただく方が傍聴に、せっかく参観していただいておりますので、傍聴していただいておりますのでですね、1問、私の方からですね。

わが国の日本国憲法はですね、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす計画を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するということに、これ前文ですね、憲法の。

それからあともう一点、ここの憲法 26 条ですね。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有す。

2 項で、すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、これを無償とするとありますので、そういうことを私は発言させていただきまして、次の項目へ移らさせていただきます。

2 番目のですね、水道水の調査についてでございます。

水道水へ PFAS の混入調査を行っているか。

また、その他の物質の検査結果がどうなっておりますか。

質問致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、矢野昭三議員の 2 のカッコ 1。

水道水へ PFAS の混入調査、その他物質の検査結果を問う。

についてお答えを致します。

まず、水道水へ PFAS の混入調査を行っているかについてですが、PFAS というのは、有機フッ素化合物のうち、フルフルオロアルキル化合物及びホリフルオロアルキル化合物の総称であり、1 万種類以上の物質があるといわれております。

PFAS の中でも、PFOS、PFOR という物質について、令和 6 年 5 月に環境省と国交省の連名により発出された調査依頼により、令和 6 年 9 月に水質検査を実施致しました。町内全ての水源地の原水について採水を行い検査を実施し、定められた水質管理目標値を大きく上回る検査結果、基準値内の結果となっております。

次に、その他の物質の検査についてですが、水道事業者は供給する水が水質基準に適合し安全であることを確認するため、水道法第 20 条第 1 項に基づき、水質検査を行わなければなりません。

また、水質検査計画についても作策定する必要があり、毎年水質検査計画を作成し、その計画に沿って検査を実施しております。

検査の結果につきまして、近年で異常値として検出されましたのは、令和 5 年 9 月に表流水を水源とする原水検査におきまして、一つの水源でクリプトスホリジウムが検出されました。その際は、幡多福祉保健所、高知県へ連絡の上、指示に従い原水及び管末給水栓にて再検査を行い、安全を確認しております。

また、その場の対応と致しましても、3 カ月に 1 回以上の細菌検出の指標を図る検査を毎月実施することの対応を行っております。

なお、水質検査計画及び水質検査結果につきましては、年度ごとにホームページにて公表しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

検査結果について異常ないという答弁でございましたので、これからも町民の健康を守るためにですね、しっかりと水道水安全のために取り組むことを期待致しまして、次へまいりたいと思います。

次はですね、3 番目、ヘリポートの設置についてでございます。

ヘリポート、国道 56 号沿いに設置するか問います。

これは特にですね、佐賀の方は谷合いでの生活、谷合いを国道が走っておりまして、なかなか確率的には崩壊とか、崩落とかいうものも、この大方の方は平たん部でございますので、それと比較すると高くなっているということがありますわね。

で、そのへんを踏まえて、早く高知方面の医療機関へ搬送する場合にはどうしても国道沿いにヘリポートが必要なわけでございますので、このことについてですね、お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、ヘリポートを国道 56 号沿いに設置するかのご質問にお答え致します。

現在、ヘリコプター緊急離発着場として 28 カ所指定しておりますが、国道 56 号から比較的近い場所として、佐賀地域では、佐賀温泉こぶしの里など 4 カ所、大方地域では、黒潮消防署などの 7 カ所が該当するものと考えられます。

緊急性の高い事案における消防署とドクターヘリとの連携や、大規模災害時の物資供給や人員搬送等において、ヘリコプターが離発着できる場所が重要です。

そのため、さらなる整備については、その必要性や関係法令、整備にかかる費用や近隣の環境等に配慮しつつ、関係機関とともに協議を致してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

このヘリポートにつきましてはですね、東日本で地震津波災害があったところに急に話が持ち上がったような、しております。以後ですね、じいっと声があまり出なくなったように思うんですが。

その検討というのはですね、東日本の災害からだいぶ時間もたちましたが、検討は検討でいつまで検討されるか。およその見通しはどういうふうにあるのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

現在、旧佐賀地域の方におかれましては、1 カ所、適地がもう一つ作れないかということで、区長会等からもご要望もありましたので、場所の選定、それからそこが適地かどうかということを消防署等にも協議を致しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

こういったことは直接人命にかかわることですので、早くですね、結論を出す。場所の設定をする結論が早く出していただくことを願っておりますが。

やはり、あそこで待つ時間、ヘリポートで救急車が来ても、まあヘリコプターが来てくれる場合はうれしいが、やはり待つ時間もなかなか長いものですね。時間は一緒でも待つというのは大変なことがございまして、できるだけ早く設置していただきたいので、それにつきまして期待を致しまして、次へ質問は移ります。

交通安全についてでございます。

横断歩道の設置基準を問います。

これはどのような基準がございますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、横断歩道の設置基準についてのご質問にお答え致します。

警察庁の交通規制基準では、横断歩道は、歩行者等の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保することを規定の目的としています。

その基準は、同じく交通規制基準の中で規定しており、一例として、信号機が設置されている交差点には、原則として横断歩道を設置すること。信号機が設置されていない交差点では、原則として車道幅員がおおむね 3.5 メートル以上で、交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所。単路の場合は、車道の幅員が 5.5 メートル以上で、横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所、などがあります。

また、留意事項として、勾配の急な坂もしくは坂の頂上付近、または見通しのきかない道路の曲がり角及びその付近には、原則として横断歩道を設置しないことになっています。

さらに、横断歩道の間隔については、市街地ではおおむね 100 メートル以上、非市街地ではおおむね 200 メートル以上とされていますが、通学、通園児、高齢者、身体障がい者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所では、設置間隔を短縮することが可能となっています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それではですね、その設置基準に照らしてですね、カッコ 2 番です。町内の横断歩道設置について姿勢を問います。

これ、その基準に照らして、端から端まで、町内ですよ。町内端から端までこの基準に照らして、合致しておるものかどうか。

そのへんをお聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、横断歩道設置の姿勢についてのご質問にお答え致します。

警察庁ホームページには、交通規制の目的として、一 1 つに、道路における交通事故等の危険を防止するた

め。2つ目に、道路を通行する者が、安全かつスムーズに移動できるような道路交通環境を確保するため。3つ目に、車の走行に伴い発生する大気汚染、騒音及び振動により人の健康または住民の生活環境に生ずる被害を防止するため、とあります。

これらの目的を達成するために交通規制が行われています。

横断歩道の設置につきましても、これらの3点を総合的に判断し、設置が行われるべきだと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私がお聞きしたいのは、その基準に照らして、黒潮町内で適正言った方がいいかな。基準に照らして、整合性があるろうか。

設置することについて、当然しなければならない個所、いやいやそうではないんだよ、もう現状で十分だと、例えば判断しておるのか。まだ設置する必要があるのか。

黒潮町としての考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

各地区からいただく地区要望におきましても、横断歩道の設置のご要望はいただいております。

その際には、警察署等々に要望を致しておりますが、やはり横断歩道の設置基準、そういったものにより、どうしても設置が可能でならない、設置することができないというような回答等は警察からもいただいておりますので、必要な個所への設置。そういったものについては、適切に要望等を行いながら、設置についても進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、警察が必要でないと判断する場所についてですね、その理由はどこにあるのか。

聞いたことがありますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

地区からご要望いただいた場所の横断歩道の設置につきまして、警察署等々とお話する中では、例えば、カーブの近くであり見通しが悪い場所、そういったところには設置できないといったことであつたり、横断歩道の横断するために歩行者の方が待つ場所、そういったものがある一定の広さがないと設置できないというようなご回答をいただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

ちょっとね、私、妙におかしいと思う。

そこをね横断してみて、必要か必要でないかちゅうのはね、歩いてみれば分かるんですよ。

これをね、私の持ってる資料ですよこれ、多分公安委員会なんか発行した資料やと思うんですけど、これはね、遠くに見えても車は速いという見出しで、高齢者の歩く速さは1秒間に60センチメートルと言われてます。幅10メートルの道路を横断するには、センターラインに達するまで8秒、横断を終えるまでは16秒かかります。時速50キロで走ってくる車は、1秒間に14メートル走ります。この計算からすれば、道路を横断するには、右方向115メートル、左方向230メートル以内に車がないことを確認しないと安全に横断できないことになりますと。

高齢化とともにですね、静止視力と動体視力、動体視力なんか、もうこれ56歳からが一っと下がり始めるんですね。大変、視力はそれ。あと反射神経とかですね、判断する、今いてもいいか、危ないかという判断するにも時間がかかるんですよ。

警察官たるやね、身体能力はねどういう人がそういうこと言われてるんですか。だから私、前から言うようにね、疑似体験をしてもらわないいけませんがということをこの場で何回も訴えましたけど、このことに限らずね。高齢化率50パーセントなんですよ、この町は。横断されるという方はね、ほとんど運転免許が、多分ね、持っておっても数は少なくなってくると思うんですね。一定年齢過ぎたらもう免許を返したらどうですかと言われるようなこともあってですね、難儀をしておりますが、この横断についてもですね、とっと向こう120メートルくらい向こうこなそこへ入り込むとえらい事故に遭うというのが、こういった資料で示されておりますので、まずね、これ行政、町行政がそういう実験ですね、実験をしていただいて、そりゃあ危ないですよ、国道ですから。無理にやれとは言いません。しかし、そういったことをですね、体験していただいた上で必要か必要でないか、まずその判断が必要だと思うんですね。

その点は、やってみるとか、実験してみるとかいうことにはなりませんか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

地域が要望をいただいております横断歩道につきまして、必要かどうかということであれば、町としましてはやはり安全に横断するためには必要だというふうに認識しております。

ただ、交通規制等々の関係で必要だから設置できるというものではないということには、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

よって、横断歩道の必要性は十分認識致しておりますので、疑似体験等々を行うかどうかということにつきましては、その時々々の必要性に応じて判断したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

次のですね、カッコ3番ですね。

町内に設置している横断歩道手前の路面に横断者注意などの標示がありますが、各横断歩道の標示に違いが

あります。

また、塗装が消えている箇所などがあり、着色を含め一目で運転者に注意を促す標示にすべきと考えますが、関係機関へ要望するか問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、横断歩道に関する標示と関係機関への要望についてのご質問にお答え致します。

警察庁ホームページには、道路標識と道路標示について、交通の安全と円滑を図るためにはきめ細かな交通規制が必要であり、これらを表す手段として、道路標識と道路標示を用いる。道路標識は、特定の交通方法を示すための規制や指示を一定の様式化された表示方法によって表すもの。道路標示は、路面に塗装などで線、記号または文字を表示し、道路交通に関する規制や指示を表すもの、とあります。

横断歩道に関する標識や表示には、交通規制基準で定められたものと、道路管理者が任意に塗装等を施すものがあります。

ご質問の横断者注意等の塗装は、道路管理者が各場所での要望や実態に応じて行っているものであり、必ずしも統一された文言等にはなっておりません。

また、塗装が消えている表示につきましては、事故が多発するなどの危険な場所であるがゆえに塗装をした経過があると考えられますので、現状も踏まえながら管理者に再塗装の要望をしてみたいです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

私はここから東の方はよく利用するんですが、昨日はそこの中村との境にあるトンネルまで行ってきました。

田の口の小学校の前と信号との間が消えたところ、あるいは消えかかったところがございますが、道路はですね、平面、水平ですね。多分水平にだと思うんですが、そんなに勾配やない、左右には歩道がある、そういう、カーブは緩い。中で消えかかっております。

ほかのところは全部明瞭にインク言うんですか、ペンキ言うんですか、塗装がなされておって、その点走りやすい道路ではありますね。

ところがですね、佐賀の方の不破原から奥ですね。勾配がきつい上に、右左のカーブがきついですね。

最近のトラックはですね、一番大きい車の、私が分かる限りでは 16 メートル 50 になってるんですね、あれ。セミトラといわれたぶんが、もっと長いがありますけど。多くはその長さかなあと思って見ておるんですが、カーブがきついでしょう。でね、どうしても踏むんですよ、規制線を。消えておる。それから、消えかかったところが大変多い。

で、7 日の日、この議会があった 7 日の日ですよ、佐賀でまた、荷稻と小黒ノ川の堺で事故がありましたよ。きついカーブです。

でね、事故が頻繁にあるんですよ。東の方は。困りますね、これは。

それで、これをもうちょっときつくですよ、事故なんかあったときにね、県警が出しゅう事故の統計見たらね、町ごとに出しておるんですね、あれ、町村ごとに。で、黒潮町何件言うて出るんですよあれ見たら。多い。事故の割合が。そりゃあそうよね、56 号が端から端まで行き抜けちゃう。そういうことがあろうかと思うて、見ておるんですが。

これね、交通安全の黒潮町も交通安全基本計画作っていただいておりますので、そういったことを毎回確認しながらですね、事故をするのは運転者が悪いと言われますけど、巻き添えになる方はたまったものではない。不破原でも何回か追い越しはされますよ、交差点のところで。一向に改善されない。

警察がああする言うた、こうする言うた言われてもですね、事故があると被害者が必ず普通は出ますね。被害者が出ます。

そういうことがないようにね、私はやっぱり行政がもうちょっと強くですよ、厳しく監督官庁等へですね、要望をしていただきたいと思うわけですが、どんなようなお考えですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

横断歩道等々、消えかかっておるっていうようなことにつきましては、やはり地域のご要望等もありますので、そういった個所は道路管理者また警察署等々に再塗装等の要望を挙げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

要望をするということではございますので、あまり強くは申しませんが、この交通規制基準というものがあるんですね。この中にですね、やはり国土交通省において設置するもの、あるいは高知県公安委員会において設置すべきものというような、こう決めたものがございます。これはね、命令とかいう形でね、もう一つの文章には出ておるんですがね、命令するとか言うて。上位官庁が下位官庁に対して命令を発するということになっておりますので、交通規制の適用要件というものがあって、区画線においては、道路中央線とか外側線とかいうものがございますね。そういったものが国土交通省。

それから、規制をする部分もございますので、中央線とか歩道とかいうものは、もうそれは公安委員会の方でやっていただくということに決まっておりますので、消えたもの、あるいは消えかかりというのはですね、これはね、管理不十分ですよ。仕事をやってないという証になるんですよ、この命令から言うと。法の決められたとおりに路面標示しなければならない命令があるんですね。だから、そのところはね、やっぱりね、国、県の行政いうのは私たちのお金を使って、私たちの生命財産を守るためにある組織だということを強く訴えてやっていただかないと、同じ黒潮町、西と東でこういった差があるというのはね、私はね耐えられんですよこれは。

そういうところをしっかりと一回見ていただいて、晴れた日もあれば雨の日もあります。夕方もありますので、そういったときにね、きちっと確認をしていただいて、住民の生命、財産を守っていただくことにねしていただきたい。

決意のほどを伺います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

今回のこのご質問を受けて、全てかどうか分かりませんが、横断歩道佐賀地域、大方地域、係の方で確認しております。その中で、やはり危険なもの。そういったものにつきましては取りまとめを行い、また、道路管理者等々へのご要望はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは5 番目のですね、産業振興についてでございますが。

町内温泉と名前の付く行政財産は拳ノ川温泉一つかなあと思ってるんですが、温泉と、定置網というのは漁業ですね。水産業のための魚を捕獲するための網。これ、網だけやなしになどを付けておりますので、ほかにも地域で採れるさまざまなものがあるかと思いますが、そういったものを含めてですね、地域資源の活用した振興を問います。

どのようなお考えをお持ちですか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ1、温泉と定置網等の地域資源を活用した振興を問うのご質問にお答えします。

議員ご質問における、指定管理施設、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとでの地域資源の利活用、特に町内定置網漁業等関連にて水揚げされました新鮮な魚などの食材対応につきましては、以前の経営体でございました土佐佐賀温泉こぶしのさとにおきましても、地域で採れた新鮮な食材メニューとして、皆さまに大変好評であったことは承知しております。

今後につきましても、新たな指定管理者であります株式会社ファウンディングベースに対しまして、地域で生産される農作物また地場産品全般とともに、定置網での魚種等も含め、地元で採れたての産物を生かしたメニューの提案など、担当する各部署から積極的に進めてまいります。

現在、開業に向けた準備を進めております、新たなこぶしのさと開業後の営業形態につきましては、指定管理者ファウンディングベースとして、当初からの施設運営に係る改善方針を踏まえ、現時点では、専属の調理人は置かず軽食がメインとなる予定と伺っております。

施設の開業当初より、町内の各道の駅や直販店のような品揃えをすることは困難ではございますが、町内各店舗の情報提供に努め、域内消費につなげていきたいと考えており、今後は、新たなこぶしのさとを黒潮町、また幡多郡市町村の東玄関口として、観光振興また地元産業の推進に寄与するべく、指定管理者とともに、積極的な取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

活動内容につきましては今後に期待をかけることと致しまして、よく聞かれますのはね、活動の中身もじゃけど、いつからやるかと。近隣の方や遠く高知の方からもその質問をされますので、私もね、いつごろということをお答えするのになかなか汗をかいておりまして、ちょっと去年のうちにはできるかなあというような空気がありましたが、それもいかず3 月かなあということになってきておりまして、ここへきてまたもうちょっ

と延びるかも分からんみたいな話もお聞きますので、確かなところをこの場で言っていただいたら、皆さんテレビ通じてお聞きますので、よろしいところをひとつお答えいただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

当初、3月中の再開を目指しておりましたが、対応する事項が増えまして、今、最終調整をしております。4月の中旬から下旬を今目標としております。

いずれにしても、連休までにはオープンさせたいというところで今、頑張って準備を進めております。

詳細につきましては、町広報誌4月号に掲載して、皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

それでは、長々と質問致しましたが、今年の施政方針のとおり、皆さんの暮らしに夢や光や希望を与えていただきますことを期待致しまして、私の質問と致します。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、10時55まで休憩します。

休 憩 10 時 36 分

再 開 10 時 55 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

限界集落に対する取り組みについて、質問致します。

過疎地域にあり、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める限界集落が、黒潮町でも令和7年1月現在で31集落となっております。町内62集落のちょうど半分で、危機感を感じております。

少子高齢化が進み、産業や働く場が少ない不便な地域に人は移住しない現実もあり、このままでは危機的集落へと進んでいきます。

この地域で生活する人々の生活用品の買い出しや、福祉、交通手段、医療等に対する不安を補い、草刈りや神祭等の共同作業を維持し、安心して生活できる集落のシステムづくりを検討することが喫緊の課題と考えますが、対策を問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは山本議員のカッコ1、限界集落への取り組みにつきましてお答え致します。

議員ご認識のとおり、本町における限界集落は現在 31 地区あり、直近 5 年間で 7 地区増えております。

こうした少子高齢化社会が進む中で、地域で支え合いながら安心して暮らし続けられる仕組みづくりとして、集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所に設置し、地域の維持、活性化につながる拠点として事業を展開してまいりました。

各集落活動センターでは、地区住民が連携協力し、商品開発や農産物の販売のほか地域の見守りなど活動を行っており、また、あったかふれあいセンターでは、子どもから高齢者まで、誰もが居場所として利用し、交流や介護予防、通院、買い物支援などに取り組んでおります。

しかしながら、若者の都市部への人口集中は進み、地域の担い手不足から集落としての機能を維持することが困難になりつつあります。これは多くの地方自治体の共通の課題でもあり、若年人口の流出そのものに歯止めをかける抑制策としての取り組みに加え、人口減少を踏まえた仕組みづくりを行い、住民生活を維持する考え方も取り入れなければなりません。

既存事業をより効果的に進めるとともに、社会福祉協議会や NPO 団体、民間企業などとも連携しながら、課題解決に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

今、課長の方から答弁いただきましたが、この問題は全国が抱える共通の課題でありまして、有効な対策を模索しておりますけれども特効薬はなく、困難を極めております。

対策の一環として、若者の所得向上や、多様な出会いの機会の充実等、子育て支援策や移住対策に取り組んでいるものの、少子高齢化と中山間地域の不便さもあり、若者の定住には至らないというのが現状であろうかと思っております。

高知県も、現状を踏まえた上で、当面、総人口の減少は避けられないという現状から、各分野の担い手不足に適応するため、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を目指して、賢く縮む 4S プロジェクトの推進を表明し、全国初の取り組みを含めて新しいやり方の創造を目指すということにしております。

このままの状態が続けば、限界集落は区長等の役員のなり手不足で、危機的集落から廃村、やがては消滅集落へと進んでまいります。

黒潮町も、県が表明したこの方針に歩調を合わせ、取り組んでほしいと思っております。今、課長の方から答弁があった中では、あったかふれあいセンター、あるいは集落活動センター、こういうものを総合的に組み合わせで対策していきたいということでしたが、この人口減の仕組みづくりというのはなかなか難しい問題がありまして、いくらその少子高齢化の対策を打っても、個人の考えとか自由とか人権とかいろんなこともありまして、なかなかこれが思うように進まない。だからやっぱり都会に人が集中する、こういうことがあります。

しかし、人間は誰も、年を取ったら最後は人の支援を受けていくわけでありまして、人がいなくなれば社会というのは支えられないという現状も待っております。そのためにもですね、取り組んでほしいと思っております。

ほんで町長もですね、公約にあったとおり、地域の住民の方々が、どういうことで困り何を望んでいるかいうことを聞いて回るということ、これは早速、町長実行してもらっておりますので、業務の一丁目一番地で大変評価しております。

増え続ける限界集落の住民が、その地域で安心して生活できるシステムをつくるには、たくさん問題があ

ります。高齢になり運転免許の返納をすると、買い物や病院へ行く手段には困るし、集落の保全や里道、河川の草刈り等もできなくなります。また、社会福祉協議会と連携して、福祉に関する共助や在宅介護も重要なポイントとなります。

時代の変化を踏まえた上で、本当に必要な部分を重点化し、効率的で持続可能な公共サービスとともに、地域の将来像を想定し、あらかじめ地域住民とこのことを共有して、集落の存続に向けた対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也）

それでは再質問に答弁させていただきます。

質問書でご指摘いただいておりますように、買い出しであるとか福祉、交通指導、あるいは医療、この分野に関しましてはまだ十分とは言えないかも知れませんが、支援ができる体制の構築を図ってきたところではあります。

しかしながら、後段でご指摘いただいたと思います草刈りとか神祭、あるいは地区の運営。今、各地区区長さんを回らしていただいておりますけれども、ほぼ全ての地区でこのお話をいただきます。

本来ですと、地区というのは独立した組織でございまして、あまり過度に行政の関与というのが行われるべきではないというのがこれまでの通例、通念であったと思いますけれども、現在ですね、町内の中では、地区の構成世帯数が1けたという地区も複数ございます。

そういったところは、やはりこれまでの通念上での支援施策といいますか、協働する体制構築だけでは、なかなか地域の運営が整っていかないというのが現状であると、強く実感を致しております。

従いまして来年度、令和7年度につきまして事業計画協議の中で、この地域の支援についてどうやっていくのか。こういうことをしっかりと議論をしたいと思っております。

中でも、申し上げましたように全体の支援策という大枠の支援策と併せまして、小規模の集落をどう支援していくのかというのは大きなテーマであると考えています。こちらでは限界集落とご指摘いただいておりますけれども、もうほぼ全ての限界集落に近いような状況になっておりまして、全体が支援できるような枠組みと併せて、小規模集落を集中的に支援できるような、そういった枠組みも構築していきたいと考えています。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

町長のこの現状を踏まえてですね、個人の生活、あるいは地区の支援にどの程度関与するかというのは、大変これは難しい問題があります。

しかし、個人が生活する場合は生活保護とか給付金なんかも出しておりますし、そういうものを踏まえたら、ちょうど今申しましたように来年度あたりからですね、その地域支援の在り方というものを考えていただけるということで、一応安心しました。

厳しい財政下だと思いますけれども、中山間で暮らし届けたい人々にどう応えるかと考えたときには、私の考えですけれども、地区支援を担当する職員を、多くは置けませんので何集落かを掛け持ちで配置して、区長、役員等と協議する場を定期的に設けて、限界集落が少しでも長く存続できる対策を講じるべきではないかと考えます。

先ほど町長言いましたときに私も調べたんですが、本年1月の数字でですね、限界集落で地区の人口が30

人以下の集落が5つとあります。50人以下の、9つあります。これ、次また50ちょっとのところありますので暫時、今、これが増えるわけですが、やっぱし30人以下となるとですね、高齢化率が65歳以上が30人以下となると、30人以下の集落で65歳以下が半数以上になると、なかなか地区の共同作業もできないというのが実態です。こういうことを踏まえて、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

それから、大方地域でもですね、昔小学校があった馬荷小学校なんかも、馬荷集落なんかも限界集落になっておりますし、佐賀地域では、一番人口の多かった浜町、明神、会所、ここの漁業地区3部落が限界集落になっております。非常に私もびつくりしたんですが、それだけこの進むスピードが早いということです、あまり時間を悠長には取れないという現実があります。

ぜひですね、来年度からはこのことの対策を講じていただければと思いますので、これに代えて、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

この3月11日で、東日本大震災からはや14年が経過しました。黒潮町もその翌年から13年間、防災に力を入れ続けてきました。その結果、全国版のテレビで黒潮町が取り上げられる機会も多くなりました。防災への取組がトップランナーであることを実感している、今日このごろです。

本日は、通告書に基づき、3つの質問をします。

まず、窓口業務について問います。

このごろは、働き方改革によって休暇も取りやすくなったと思いますが、そのような状況の中でも、公的機関と、時を同じくして働く住民も多くいます。これからの季節は特に、転入や転出の届出、住民票等各種証明書の取得など、窓口を利用する機会が多くなります。

カッコ1、窓口業務の一部、曜日固定で時間延長は可能か問います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、窓口業務の時間延長は可能かのご質問にお答え致します。

黒潮町職員の勤務時間等については、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則で規定されており、それに基づき、職員の勤務時間等に関する規程において、職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとされております。

また、特例として所属長は、職務の特殊性によりこの勤務時間によりがたい場合は、町長の承認を得て別に定めることができるとはなっておりますので、現在は事業推進のための一時的な勤務時間の変更や対応、例えばマイナンバーカードの交付や確定申告時の土日の対応等、住民の皆さまのニーズに応えられるよう対応させていただいているところです。

議員おっしゃるとおり、業務時間の延長をすることができれば住民の皆さまが休みを取ってご来庁いただく必要がなくなりますので一番いいとは思われますが、それをするためには人員確保が必要となってまいります。が、現在は財政改革をしている中で町全体の人員の整理も併せて行っておりまして、現在のところ、時間延長の対応の予定はございません。

なお、住民票の交付や印鑑登録証明書の交付など各種証明書の交付につきましては、昼休みにも職員が交代

で対応しておりますしコンビニエンスストアでの取得も可能ですので、マイナンバーカードをお持ちの場合にはコンビニ交付もご検討いただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

黒潮町は、他の市町村に比べてよく頑張っているねえとか、黒潮町はいいねという、よく聞きます。でも、今回、悔しかったというか四万十市に負けているなど思ってしまったのは、四万十市は毎週水曜日に、夜の7時まで、水曜日固定で、そういう手続業務等の開放があります。これは住民サービスととてもありがたいサービスであると、私は思います。

その人口的なものや、ニーズがどれだけあるかっていうアンケート等は私は取っておりませんが、住民の声の一つとして、例えば四万十市や宿毛市に勤めている場合には、昼休みに取得に来るっていうことは不可能です。で、転入転出届等も、やはり平日でないと厳しい状況にあります。

そこで質問ですけど、マイナンバーカードを取得している人口割合、どれぐらいになっていますでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

現在、令和7年の2月28日現在の数になりますけれども、マイナンバーカードの交付件数につきましては9,044件、約89.5パーセントの方が、マイナンバーカードを取得しているということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアで取得が可能な証明書等もあります。その利用がこれから推進はされていかなければならないんですけれども、まだまだそれが追いついていない状況ではないかと思います。

四万十市においては市税の納付なんかも19時まで、それも、コンビニエンスストアなんかでも受付けてもらえるので、そこは便利にはなっているかと思うんですけれども。

あと、職員の勤務時間を変更するということは町長の許しがないとできないということですが、時間差出勤という方法もあるかと思います。

時間外になると、また職員の負担が増えて大変かと思うんですが、その交代で時間差出勤をして、また曜日も固定しておいてそこを職員が交代するということの可能性は、これからどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおり、四万十市の方は時間をずらして水曜日限定で19時まで対応しているという例はございますが、当町の場合は、四万十市とはマンパワーの違いが大きいかというふうに思っております。時間をず

らしての対応というところも考えてみたんですけども、現在、役場の営業時間の間にご来庁いただく皆さん圧倒的に多くて、対応件数がかかなり多いです。

そのため、それを実施するとした場合、時間差出勤を実施するとした場合には、どうしてもそのずらした時間の職員数が減ってしまいますので、かえって多くの住民の皆さまをお待たせをさせてしまうのではないかと、いうところが危惧されます。

そのため、現在はお昼休みの時間を職員が交代で対応させていただいておりますので、その時間を有効に使っていただければというふうにも思っております。

また、先ほど申しました、コンビニエンスストアをご利用いただく場合には、証明書の発行ということになりますけれども、マイナンバーカードをお持ちの方は転出の手続はマイナンバーカードからインターネットを通じて転出の手続ができますし、また、よその市町村にご勤務をされているという場合には、その勤務している市町村の役所の中での広域での交付ができますので、広域交付の方もご利用いただければというふうに思っております。

こちらの方は、令和6年3月1日から全国でスタートしておりまして、住民票の写しの発行や戸籍証明の発行などできますので、そちらの方もご利用いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

コンビニエンスストアでできる手続や、あと、広域交付に関しての情報をどれだけ住民が理解できているか、その情報発信の工夫、そういうものも必要かと思えます。

で、時間差出勤に関しても常時、通年で年間を通してずっとという必要もないのかもしれませんが、転入転出の時期だけでも、このように時間延長で窓口を開放していただけたらという思いはあります。

本当に忙しい時期になりますので、日中もかなり煩雑な業務があるかもしれませんが、この転入転出が多い時期であるとか、あと、もろもろ必要な季節によって限定でも構いませんので、そういうふうに住民サービスの向上を図っていただけないかというふうに思いますが。

その可能性について、町長はどうお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

内容につきましては、おおむね課長が答弁したとおりでございますけれども、現在、組織を挙げて財政改革を進めているところです。行財政改革の途についたところです。

現在ですね、各事業のスクラップ・アンド・ビルドだけではなくて、組織機構の改革、それから人員の整備。こちらも同様に進めておりまして、まずは、いったんその最終形に落ち着けさせていただいてから、自分たちの人員あるいは組織体制と相談した上で、業務の拡張、そういったものを検討させていただければと思います。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

財政的にも厳しい状況であることは、町長の発言からも答弁からもくみ取れますし、職員の皆さんも厳しい

状況にあるってということも、人員削減によってあります。なので、これから本当に落ちついた時を見て、より少ない住民を大切にできる行政サービスを。例えば、住んでいただくためにはやはり住むところのサービスが高くないと、なかなか居住地には選んでいただけない。住みやすい町であることが人口を減さないことの原点だと、私は思います。

働きに行くのは、遠く離れたところでも、1時間かけてでも、今、行く時代です。なので、住み続けていただくためにやはりその、本当に小さなサービスかもしれませんが住みやすいねという状況をつくっていただけたらというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。

保育施策についてです。黒潮町では、約年間 35 名から 40 名の子どもが産まれている状況です。午前中の質問にもありましたが、産科、小児科の問題もあります。

それ以外で、少し住民の声を届けたいと思います。

里帰り出産の際、または、出産した後に産後を黒潮町で過ごされるケースの場合、特に第2子以後の場合に、第1子連れでの里帰りのケースもあります。

カッコ2、里帰り出産の際、上の子どもが町内の保育園を利用することができるか、問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の、里帰り出産の際、子どもが一定期間保育所を利用できるかのご質問にお答えします。

保育所の利用におきましては、児童福祉法第24条により、市町村は、この法律および子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないとなっています。

保育認定につきましては、子ども・子育て支援法第20条に基づき、小学校就学前の子どもの保護者の居住地の市町村が行うこととなっています。

保育認定を受けた子どもが居住する市町村と異なる市町村に存在する保育所の利用を希望する場合については、保護者は居住する市町村と、施設が存在する市町村との間で調整を行い、保育所利用の手続きを進めていくこととなります。

従いまして、里帰り出産において、居住地と異なる黒潮町での保育所利用は可能となります。ただし、公費の二重給付となる、居住地と黒潮町の二重在籍はできないこととなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

二重在籍ができないということは、また帰ってから過ごす保育園といったん契約、というか入所申込みを切らないといけないという状況が生じてきて、黒潮町とはまた違って待機児童が多いところになりましたら、やはり1回切ってしまうと次が、帰ってからが困ってしまうから入れないという問題が生じてきます。

そんな中でも、やはり第2子、第3子であった場合には、産後のケアというか、心も体も疲れたまま3人目を日中見ないといけない。夜は家族の助けがあるけれども、という状況があると思うんですが。

その際に、何らかこう助けになるような制度、乗り切れるような方策はないか、問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

里帰り出産先において、他の特定保育、教育施設を利用する場合で、当該の特定教育、保育施設等を退所しているのであれば、当該地の特定保育、保育所等について広域利用ということができるんですけども、そういったことの手続をしないでとこういうことの場合でございますと、一時預かり保育ということが黒潮町で利用できます。

黒潮町におきましては、大方中央保育所、そして佐賀保育所で一時預かりの保育を行っておりますので、こちらの利用は黒潮町に申請をしていただいて利用できるものということになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

一時保育の制度がありますが、この規定の中に町内に住所を置くものという規定があるのですが、その点については、クリアできるということで受け止めていいのでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

一時保育につきましては、広域の市町村で判断できるということになっておりますので、一時保育の申し込みは黒潮町においてできるものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

黒潮町に住所を有しなくても、黒潮町の判断でそこは受入れができるということで理解をしました。

期間が2週間という短い期間になっていますが、ここの部分は、この期間、ひと月当たりに2週間ということでしょうか。それとも、もっと状況によっては、基本は2週間だけど、状況によっては延長が可能であるとか。

もう一点、佐賀と大方と各1カ所しかないんですが、ほか2園については、一時保育はこれからも広げられないということでしょうか。

問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

一時保育の期間、14日以内ということにつきましては、基本的に14日以内でございますので、状況によってそれを延長できるということには、なってございません。

また、今現在、大方央保育所と佐賀保育所において実施をしておりますけれども、今の段階では、他の保育所に広げるといふ計画はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

延長が可能ではないということは、1 回利用したらもう 2 週間しか利用はできないという捉え方か。または、少し家庭で保育をしておいて、また再度、一時保育をしたいときに同じ月内に可能かどうかというところを、少し教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

一時保育につきましては、ひと月において 2 週間以内ということになっておりますので、月が変わりましたら、利用できるものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

そしたら、月の下旬に 2 週間利用して、月が変わればまた 2 週間可能ということで理解をしいいかということ。理解しました。

一つ、この一時保育で気になっていたのは、本町に住所を有する者という決まりがあったので、そこが引っ掛かって利用できなかったのかなというふうに思っています。

また里帰り出産も、やはりこの町に生まれ育った人たちが成人をして、よそで生活をしている。この町にふるさがある人たちだと思います。なので、やがて少し先を見ると、子育てのときに助けてもらったという思いが、やがてこの町に対する愛着になって、子育てが終わってからこの町で帰ってきてくれるという可能性もありますので、そこの部分のサービスを広げていただけると、住民もまた、この町に対する愛着が増えてくるというふうに思います。

また、いろいろな相談があったときに、なるべく法がクリアできる部分があったら柔軟に対応していただけたらというふうに思います。以前にお話ししたときに、2 週間前までにとかいうお話もありましたが、そういうのは現在も、何かこう規定でありますか。

申込み、この一時保育等の申込みで、2 週間前にとか何日までにとかいう決まりがあれば、そこもちょっと教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

利用につきましては、黒潮町一時保育事業実施要綱に基づき、あらかじめ一時保育利用の登録申請を提出していただきまして、利用する前の 3 日前までに利用の事前確認を行った上で、利用日に一時保育利用申込みを

提出することとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

3 日前までに申請をすれば良いということでした。

15 日までにとかいうくくりとちょっと混乱してしまって、ちょっと捉え違いをしていました。この一時保育について、また里帰り出産の際の子どもの預かりについて、理解することができました。

それでは、3 つ目の質問に移ります。

団塊の世代が 75 歳になる 2025 年問題という言葉がずっと使われてきました。その 2025 年に到達したが当初の予想とは大きくかけ離れ、現在、施設の待機者が激減して、数年待ちであった入居も数カ月で入居できる状況の施設もあるのが現状です。次に言われているのは 2040 年問題です。

カッコ 1、2025 年問題が想定がずれている状況と、やってくる 2040 年問題に向けて、本町も福祉施策の見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

来年度、新たな施策、または必要がなくなり縮小していく施策はありますか。

問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の、福祉施策の見直しが必要な時期に来ているのではないかと。次年度、新たな施策または必要がなくなり、縮小していく施策はあるか問う、のご質問にお答え致します。

福祉施策の見直しにつきましては、本年度に令和 7 年から 9 年度を計画期間とする福祉基本計画を見直しております。前計画を基本的には踏襲しておりますが、福祉人材の確保、健康寿命の延伸、出産、子育ての伴走型支援などを重点項目とする内容となっております。

また、次年度に実施する新たな施策および縮小する施策につきましては、子育て世帯訪問事業や産後ケアの一部拡張について当初予算の方で計上しておりますが、大きな施策としては特にありません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

今、課長から説明のありました子育て世代の訪問事業については新しい施策であると思うんですが、具体的にはどのような計画をされていますか。

問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

子育て世帯訪問支援事業につきましては、訪問支援員が家事、子育て等に対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、

家事、子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未前に防ぐ事業となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

とてもありがたい施策であると思いますが、その訪問支援を担当する人はどなたを想定しているのか。

また、その頻度について、またその利用料について、決まっているところがあればお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

こちらにつきましては、そういった課題を抱える世帯を確認した上で、基本的には社会福祉協議会に委託をするヘルパーさんが入っていただくような事業となっております。

また、その実績に応じて費用を払うものでありますので、また、その内容についてはご家庭の抱える課題等によって変化があると思いますので、そういったことになります。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

その課題を抱えたというところに限定されると思うんですけども、全員ではないということで捉えていいかと思うんですが、その見極めとかはどなたがするのか。それと、どの期間まで、産後なのか、また子どもを育てていく間に生活支援サービスが必要なのかっていう、その見極めのする。介護保険であれば、ケアマネジャー等がそういう介入の頻度等は見極めて計画を立てていきますが、それは社会福祉協議会の訪問員が入るまでの段階、計画作成、その見極め、マネジメントの責任者というのは、どなたになってきますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

まず対象ですが、18 歳以下を想定しております。

また、家庭に入るのは虐待世帯のみとなりますので、あったかふれあいセンターであったり、民生委員さん。そういったところの情報をいただきながら、検討していくようになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

少し養護が必要な世帯であるということは理解できましたが、その見極めをする責任者といいますか、マネージメントをする、計画を立てるといふ人の担当の責任の所在が明らかでないと、やはり、介入の仕方がちょっとずれてしまったりだとか、継続的な支援にならなかったりだとかいうことがありますので、その、介護

保険で言えばケアマネジャーに相当する立場の方をきちんと配置をして、そこと、やっぱり担当者会議のようなことをもちろんしていくとは思いますが、責任の所在が曖昧にならないような制度になることを願っています。

次に、ちょっと1つ。

子育て世代への支援っていうのがすごくこれから大事にもなってきますし、そこに力を入れていくという町の方針でもあります。私は昨日、大方高校でスマホ教室がありまして、そこをちょっとのぞいてきました。そしたら、70代、80代の高齢者、高齢者と言うたら失礼かもしれませんが。比較的元気な高齢者がスマホを持って、高校生と一対一でやりとりをしながら、健康アプリのつなぎ方だったり、インストールの仕方とか、LINEの使い方についてやりとりをしていました。何かすごくいい姿だなあというふうに思いました。

役場はデジタル化の推進していますが、なかなか思うようにそこははかどらないところで、思いはあっても、なかなか住民にとったらなかなか難しい。いざいうときに隣におってくれとなかなか使えんというようなことが生じてきて、なかなかスマホもただ電話かけるだけとかいうふうなところに止まっておる方が多いと思うんですが。昨日は、そういう高校生と70代、80代の交流が自然と生まれていて、すごくいい場面だなというふうに思いました。

これから先、行政が何かをしていくっていう、一方的な支援の形は継続できないというふうに私は思っています。なので、こういう住民力を発揮できる仕掛け。高校の方が呼びかけてくれる場合もあるでしょうし、どんどんそういうのをやってくださいと言うて、住民力を使う仕掛けを考えていかなかったら、先ほど課長が言ったようなことは行政がもちろん責任を持ってやらないといけないことにあるでしょうけど、予防的というか、比較的まだ支援が必要ないところにおいては、住民力を大いに活用していくべきではないかと私は思っています。その方が住民も元気になりますし、行政も住民の力を借りると、より労力が少なくて済むと思うんですね。

今、あったかふれあいセンターの事業ができたことで地区のサロンが消えていっているという現状もあります。中には、次世代がサロンを再度運営し始めたというところに来ていますが、この2025年問題を見たときに、当初、団塊の世代が75歳になったら、人材不足になり、施設がいっぱいで入れないっていうふうに、軽く想定をしていました。私の中でも。けどそこは大きく外れて、75歳はとても元気であるっていう、今の現状を踏まえたら、やはりサロンをもう少し活性化できるように、また、継続、持続可能なように、あったかふれあいセンターとも、社協とも共同して、もう一回その地域の住民力を維持できるような仕掛けをしていく必要があるんじゃないかと思うんですが。

そのような点については、どのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、これからは全ての住民が、やはり地域の担い手であり、また受け手であるといった認識が必要だと思っております。

また、その中でお互いの不足する部分を補い合う地域づくりというのが、今後必要であると考えております。そういったところを考えながら、今後も福祉施策の方を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

住民の力を借りるとすごく大きなことができると思うんですね。

なので、今、サロンを運営してくれているところ、住民の力でやってくれているところは、そこが維持継続できるようにしていく必要があると思うんですが、一つ気になっていることは食材料費、活動費について、少しこの物価高騰において、運営が厳しくなっているのではないかとということも懸念をしておりますので。本人負担はもちろん本人負担も増えるでしょうけど、町からのそういうバックアップ、活動費であるとか、あと講師を呼ぶ際の援助であるとか、そういうことも充実させていって、もう一度地域でしっかりと地域を支えるというところを見直す。それがすごく大事なんだよっていうところの働き掛け等をしていただきたいなというふうに思うんですけど、その点については、サロンに限ってですけど私が今言っているのは。

どうお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

サロンにつきましても、これまで行ってきた、その成果等も多々あると思います。

ただ、そういったことも含めて来年度、4月以降はですね、先ほど町長もおっしゃったとおり、この事業の全ての確認、それからその費用対効果等も含めて検討協議をするようになっておりますので、そういった中でまた事業計画等で話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

医療費、介護費がかさむこの今の状況の中で、その中でも、町民自ら自己免疫を高めるであるとか、自分たちが丈夫な体をつくっていくという取り組みも進んでおります。そういう取り組みにも少し目を向けて、全て行政がカバーしないといけないというようなことにならないように、健康福祉課の方でもやはり住民との対話等を大事にしながら、住民にできるところは住民でっていうところ。

健康教室等をして、来る人は決まっているっていうのをよく聞きます。だからといって、やめたらいけないと私は思っています。何度でも同じ話を聞いてもらって、そこに来ってくれる人は地域の大事な要になっているので、その人たちがまた家に帰ってそのことを広めていってくれたらそれでいいと私は思っていますので、人が来ないからとか、少ないからとかいうことで諦めてしまわないように継続的な、学ぶ場所であるとか健康づくりに対する、そういう啓発はしっかりと継続していただけたらというふうに思います。

議長、すいません。ちょっと、次の質問、ちょっと長くなるかもしれない、いいですか。

それでは、次の質問に移ります。

カッコ2、出生数の低下は全国的な課題となっています。黒潮町も、人口減にあっても、今以上の負担増にならない仕掛けや戦略が必要であると考えます。

人材不足である現状も鑑み、必要なところに必要なサービスが届くように、今ある福祉施策やサービス内容を再度整理し、役割分担を明確にして成果を出していく。また、画期的な改革として福祉政策を一本化するなど、方向性は幾つかあると考えています。

安心安全に暮らすために、福祉サービスの維持向上を住民は願っています。先を見据えた町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の、安心安全に暮らすために福祉サービスの維持向上を住民は願っている。先を見据えた町の考えを問う、のご質問にお答え致します。

2025 年を迎え、10 年前に懸念されていた医療、介護の状況とは異なってきております。本町におきましては、福祉基本計画に基づき、おたがいさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくりを基本理念に掲げ、町と地域住民、社会福祉協議会、NPO が連携し、あったかふれあいセンター事業を核とする自助、共助による地域福祉に取り組んでまいりました。

当初目標としていました町内 6 カ所のあったかふれあいセンターの整備が完了し、事業による成果も出ております。引き続き、このあったかふれあいセンターを核に、町と地域とが連携しながら、地域の状況に応じた課題の解決を図っていきます。その際、全ての住民が地域の担い手であり、受け手でもあるとの認識を共有しながら、お互いの不足する所を補い合う地域づくりを推進していきます。

また、議員のおっしゃるとおり、今ある福祉施策やサービス内容を再度整理し、役割分担を明確にして成果を出していくことは重要なことと考えています。

そのため、令和 7 年度につきましては、4 月から事業計画協議を行いながら、事業の内容や人員等についても検討、見直しを行ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

今、課長の答弁にあった事業計画協議っていうのは、メンバーはどなたになって、どのような内容で協議を進めていく計画でしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは濱村議員の再質問にお答えします。

事業計画協議は担当課長、それから担当係長と、あと町長、副町長を交えて、今後の事業であったり、内容について確認する会となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

そのような協議が令和 7 年、来年度行われるということなので、少しはいろいろ整理をされたり一本化できるところは一本化したり、整えていくとは思いますが、やはりこの人口減を見据えたら、まずは古き良き時代をちょっと思い出して、私たちが。まずは本人、そして家族、そこで足りない部分は地域、最終的に公的サービスで支えるという。本当に必要なときに必要なサービスが使えないというのが一番困ると思います。な

ので、働き手もすごく減ってくると思うんですね。いろいろな職種が今できて、介護や福祉を支える人材が減っていつているのは、もう本当に現場を見ていたら分かります。なので、そういうときにやっぱ地域で支える力が強かったら、住み慣れた地域で最期まで暮らすことができると思いますし、住みなれた地域でっていう言葉自体がちょっと古くなってきているのかもしれない。

住みたい所で住み続けられるっていう言葉になってくるのかもしれないけれども。

やはり 2040 年になると、団塊の世代が 90 歳を迎えてくると思うんです。その介護サービスが限りなく不足するのか、または、ピンピンコロリで人口減少が一気に進む、多死時代と言われるんですけど一気に進む、どちらか。または、別の問題がまた生じてきているのかもしれない。なので、そこを見据えて、やはり地域包括ケアシステムの構築をということはずっと言われてきました。

私も 6 年前、初めて一般質問に立ったときに、地域包括ケアシステムの構築について緊張しながら質問をしたことを今でも思い出しますが。

町長に問います。現在、黒潮町版の地域包括ケアシステムの構築についての位置。どこまで来ているのかっていうのが町長の中でお考えありますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

地域包括ケアシステムの計画自体もですね、多岐に分かれておりまして、分野ごとに評価をしてみないと総合的な評価がなかなかしづらいというところはあるかとは思いますが。

ただ、これスタートしたのはですね、そもそもあったかふれあいセンターを核とした新たな黒潮町の地域福祉ネットワーク構想、これからスタートをしています。当時盛り込んでいた計画内容については、もしかするとですね当時想定した以上の効果が出ているのではないかというのが、自分の評価です。

ただし、これもたびたびご指摘いただきますけれども、支える人材が、なかなか確保が難しい時代をこれから、もう既に迎えている状況にあってですね。十数年に自分たちが構想として立ち上げたものが、10 年後にも通用するとは到底思えない。そのようにも思っています。

従いまして、先ほど課長申し上げましたように年度明けますと早々から、実質上、令和 8 年度の予算協議ということになりますが、これをスタート致します。

その中で、福祉をお支えいただいているのは、福祉をやっているのは行政だけではなくて、例えば社会福祉協議会であったり、あったかふれあいセンターであったり、あるいは民間事業所等もございます。そういったところに丁寧にヒアリングをかけながら、きちんと機能をするものに仕上げていきたいと思っています。

その中で、地域包括ケアシステムの総合評価をということになりますと、もう少しその評価のためのお時間を頂ければと思います。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

地域包括ケアシステムの構築においては、その各事業所のヒアリングっていうのはとても大切になってくると思います。これからは、介護経営自体も難しくなるのかもしれない。人材不足、あと、もろもろな問題で利用者がいないとか、そういうことも起きてくると思います。

1 つ、黒潮町には、介護事業所等連絡会というのがあって、あったか事業所と介護サービス事業所の運営の

部分で、事業内容の部分での取り組みはずっとここ数年取り組みがありますが、やはりこれからは、そこに経営部門も1つ設けて、その現状の厳しさと、そういう、町としてどういうふうにかの福祉の事業を担っていくのかっていうところの、共通認識を持つ場っていうのが必ず要すると思うんです。

現場の職員たちは一生懸命頑張っていますが、その元に成り立っているのはやっぱり経営ですので、その経営がどこも成り立たなかったら事業は成り立たないということになってきます。役場も同じだと思うんですけど。その部分をやはり一体となって、私が思うのには、一本化するというか一体となってというのが正しいのかもしれませんが、やはり、経営母体が違うからばらばらに頑張るのではなくて、経営母体はばらばらだけど在り方を一つにして、黒潮町の福祉を支えていくという体制。子どもから高齢者までっていうのが一番の理想的なんですが、包括ケアシステムの意味はそこにあるので、とにかくそこを追求して行って、そのときそのとき状況変わってくると思います。1回つくったからこれで一生、安心安全に暮らせませうということはないと思うんですが。そういうふうなシステムを、本当にこう、国が言ってくるからとかではなくて、町民のためにつくってほしいっていうのを思います。

そのために、あったかふれあいセンターも当初、10年前ぐらいは、地域の高齢者が集って何かをして元気になるって、ピンピンコロリを目指すっていうところにあったんですけど。これからは、何か1カ所集って何かをするという世代ではなくなってきました。

なので、集うという形にとらわれない、あったかふれあいセンターの形とか仕掛けというのも、指導していただきたいというか。それは、あったかふれあいセンターの戒めにもなりますけども、やはり創意工夫をしないと、町がこれだけの思いを持ってやってますということが届いてなかったら、いつまでたっても集いに執着してしまったりとか、そういう現場の職員たちはもちろん話しているでしょうけれども、新しい形っていうもの、時代に応じた形っていうのも、町も一緒に考えていかなければ、これからどんどん財政的にも厳しくなる中で、さらに厳しい状況がやってくるというように私は思っています。

今後、まだ先のことどうなるかはちょっと分からないので、はっきりとした断言もできないとは思いますが、社会福祉協議会と包括支援センターの統合、一括運用していくような仕組みも必要になってくるのではないかと思います。今ある課題は、大体こう高齢になるにつれて同じように抱えて行って年を取る。65歳から課題ができますという時代ではなくなるので、もう全世代における包括支援センターと社協の一体的な事業っていうふうなことも考えていかなければ、この人口減50パーセントをきつといつかは超えていくだろう、この高齢化率に迎え撃つ、その一つの方法かというふうに私は思っています。

黒潮町はあったかふれあいセンターを6カ所持っております。当初、県の方からも大反対をされても譲らなかった大西町長の先を見る目は間違っていなかったと思います。福祉に関しては、あったか事業があることで、トップランナーとは言えないですけどフロントランナー、地域づくりにおいては比較的前を走っているのではないかというふうに思います。

けれども、まだまだ水面下にある、こぼれた小さな課題があります。それについて町長は、令和7年度からまた新たに整理をしていくということですが、また、そこは引き続きご尽力いただけたらというふうに思います。

どの世代を取ってもハッピーだと言えるまちづくりを願って、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 58 分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、青木浩明君。

8 番（青木浩明君）

それでは通告書に基づき、一般質問を行います。

今回は、有害鳥獣対策について、町の対応を問います。

読まさせていただきます。例年に比べ、今年度はイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害が多く、去る12月議会においても、報償金の増額補正が行われたところである。農家の皆さんも防護柵などの自衛策は講じているものの、依然として被害は減らず、県下的に見ても農家の経済的損失は多い状況である。このことを踏まえて、以下のことを問うとしております。

私自身もですね、米を5反ばかり作っておる米農家であります。毎年、収穫前になれば、イノシシの被害に遭っております。鉄柵や電気柵はもちろん、動くものに反応して犬の鳴き声が流れるセンサーなども設置して、対策は講じているものの、完全に被害を食い止めることはできておりません。イノシシが田んぼに入ってぬたを打つことで、刈り取り前のイネを倒されたり、口でイネの穂先を削ぎ落とされたりします。また、私は感じませんが、イノシシの匂いが米について臭いという人もおられるようであります。

令和4年度に作成された黒潮町鳥獣被害防止計画、これですね。これによりますと、イノシシ、シカ、サル、計画では野ザルも書かれておりますけれども、ハクビシン、カラス、タヌキ、アナグマの7種類の動物を有害鳥獣に指定し、それぞれの鳥獣に対する被害の状況や今後の対策が明記されております。

その中に、令和3年度の被害状況が記載されていますが、これによりますと、被害総額422万2,000円に対し、イノシシによる被害が317万7,000円で最も多く、全体の4分の3に当たる74.3パーセントに達します。その他の鳥獣による被害は3パーセントから6パーセント台ですので、圧倒的にイノシシによる被害が多い結果が出ております。このことからすればですね、もう少しイノシシに特化した対策を検討してもよいのではないかと思います。

国は、これらの被害防止を目的に、平成19年に鳥獣被害防止特別措置法を制定して、市町村が作成した被害防止計画に基づいて行われる捕獲等の取り組みに対し、被害防止総合対策交付金を通して、市町村の活動を支援しております。本町も町有害鳥獣対策報奨金交付要項を制定して、先ほど申し上げた7種類の対象鳥獣を捕獲した際に報奨金を交付しております。ちなみに、イノシシが5,000円、シカが1万円、サルが3万円、ハクビシンやタヌキ、カラスやアナグマなどの小動物は1,000円から2,000円となっています。さらに、平成25年度からは、県からの総合対策交付金の追加助成により、イノシシとシカの成獣、大人についてはそれぞれ7,000円を、サルに対しては8,000円を追加交付して、成獣1頭当たり、イノシシが1万2,000円、シカは1万7,000円、サルが3万8,000円が交付されているようであります。

このことを踏まえて、1番の質問を行います。

今年度の黒潮町有害鳥獣対策報償金交付要綱に基づき交付された報償金の鳥獣別の頭数と金額は幾らか。

また、近年の被害状況と捕獲頭数はどのように推移しているかを問います。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、青木議員のカッコ1、有害鳥獣対策報償金交付要綱に基づき、交付された鳥獣被害報奨金の頭数と金額についてのご質問にお答えします。

議員ご質問における、黒潮町有害鳥獣対策報奨金交付要綱に基づいた現時点での報償金の内訳につきましては、まず、イノシシの成獣および幼獣の合計数1,214頭、報償金額が1,258万5,000円となっております。続きまして、シカが172頭、報償金額が292万4,000円。ハクビシンが279頭、報償金額が55万8,000円。カラスが20羽、報償金額が2万円。タヌキが550頭、報償金額が110万円。アナグマが103頭、報償金が20万6,000円。サルの捕獲頭数は0の実績でございます。また、報償金実績に係る捕獲頭数は、先ほどの合計で2,338頭、支払い総額は、町ならびに国の報償金を合計しまして1,739万3,000円となっております。ご参考までに、令和元年度以降の鳥獣捕獲頭数の推移につきましては、今年度が過去10年で最大の捕獲頭数となっており、特にタヌキとハクビシンの頭数が、例年の約2倍となっております。

続きまして、農作物の被害でございますが、現時点での農作物被害額は、年度途中での集計におきまして362万5,000円となっており、昨年度実績の369万円と比較しましても、最終的には一定の被害額上昇が見込まれております。

ただし、捕獲された頭数、ならびに農作物の被害額は決して右肩上がりではなく、捕獲頭数の多い年の翌年は、頭数ならびに被害額が減少するなど、各年度単位での増減を繰り返している状況となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

8番（青木浩明君）

本年度のイノシシの捕獲頭数、1,214頭。報償金が1,258万5,000円ですか。やはり、本年度もイノシシによる被害が圧倒的に多い状況に変わりはないようであります。

冒頭にも申しましたが、やはりもう少しイノシシに特化した対策を考えてみてもいいんじゃないかなというふうに思います。私自身ですね、これの名案、代案は今現在持ち合わせておりませんが、もう少し研究してですね、有効的な対策を提案できたらなというふうに思っております。

それからですね、少し気になったのですけれども、先ほどの課長の答弁では、シカが172頭だと言われたと思います。町は被害防止計画の中で、捕獲頭数が200頭と書かれておりました。一応想定内なのかもしれませんが、私の中では結構多いように思います。イノシシのみならず、シカもついにここまできたかというふうな感じがします。まあ大型の動物ですので、山の中でばったり遭遇したら危険を感じます。ましてや子連れの親子であった場合は、子を守るために親がどう猛になるという可能性もあります。イノシシについては先ほどの要項以外にも、何かくりわなに対する補助もあるようですので、ぜひこれらの事業を活用しながらですね、被害防止に努めてほしいと思います。

それからもう一点、タヌキとハクビシンの捕獲頭数は例年の2倍くらいになっておるといような部分もあったかと思います。恐らく、これらの被害に遭っているのは米ではなくて、温州ミカンやブントなどの柑橘類じゃないかと思います。本町は、温暖な気候を利用して柑橘類の栽培も盛んですので、ミカン農家の方はイノシシに加えて、タヌキやハクビシンに対する対策も切実な問題ではないかと思います。私はですね、農作物への鳥獣被害を少なくするには、鉄柵などで囲って有害鳥獣を農地に入らせないための対策はもちろんですが、やはり有害鳥獣の絶対数、個体数ですね。頭数を減らすことが必要だと思っております。生息数や捕獲数を何頭までに減らせばよいかとの具体的な数字は持ち合わせておりませんし、動物愛護の観点からすれば逆

行することになるかもしれませんが、やはり絶対数、個体数を減らすことが被害を少なくする最も有効な手段ではないかと思っております。イノシシやシカなどの大型動物に加え、タヌキやハクビシンなどの小動物に対しても、自治体や猟友会の皆さん、また農家の皆さんと連携しながら、被害の軽減に努めてもらいたいと思います。

それでは、カッコ2番に移ります。

昨年末に、私は町内で農業をされている方から、有害鳥獣に対する相談を受けました。その方はイノシシによる柑橘類への被害に困っているらしく、駆除に積極的に取り組んでいる土佐市の対応をお聞き致しました。

私も作物は違えどイノシシの被害に困っている農家ですので、土佐市役所を訪問して、担当者の方から土佐市の対応をお伺い致しました。また、土佐市と隣接する日高村も同様の対応をとっているということでしたので、後日、日高村にも電話をして確認を致しました。土佐市、日高村とも今年度、令和6年度からですね。イノシシについては狩猟期間であっても報奨金対象にするように改正したそうで、その財源は特別交付税を充てているということでした。昨年度までは本町と同じように、11月15日から3月31日までの狩猟期間は除外していたそうですが、近年の被害の増大に伴い、農家からの要望もあって改正をしたそうです。これは後から聞いたことですが、いの町も同様の対応をとっているということでありました。

このことを踏まえて、本町も同様の対応ができないかとの思いで質問を致します。読み上げます。

カッコ2、報奨金の交付対象期間は1年であるが、交付要項第2条のただし書きで、狩猟期間に捕獲したものは対象外になっている。しかし、農家の中には年間を通して交付対象にしてほしいとの声が多く、農作物の被害を軽減して農家の経済的安定を図るため、要綱を改正して通年にすることを望むがどうか、という質問であります。

答弁お願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、青木議員のカッコ2、有害鳥獣対策報奨金交付における狩猟期間等の要項改正についてのご質問にお答えします。

黒潮町有害鳥獣対策報奨金交付要綱第2条、報奨金交付事業の期間、ただし書きでは、捕獲報償金交付における狩猟期間の除外をうたっており、その期間は、高知県内におきまして、例年11月15日から翌年の3月31日となっております。

議員ご質問における、年間を通じての鳥獣捕獲に関する報償金制度拡充につきましては、現在、全国的にも動きがあり、今年度、県内一部の市町村でも制度の拡充がなされたことは承知をしております。町としまして、重要な基幹産業である農作物の被害につきましては、当事者のみならず地域全体の深刻な課題であると認識しており、議員おっしゃられる狩猟期間内を含む、年間を通じての報奨金制度拡充につきましては、鳥獣被害の縮小に向けて、有効な手段の一つであると捉えております。

しかしながら、制度拡充に対する幾つかの課題もあり、イノシシの山林生息地を同じくする近隣四万十市や四万十町との捕獲数における関連性や、狩猟期間中における現地作業での安全体制、また、財政面からおおよそ倍増が想定される報償金、予算原資の確保などが挙げられます。

今後につきましては、町内の有害鳥獣防止対策協議会委員の皆さまや猟友会関係者の皆さまのご意見を伺い、併せて、高知県鳥獣対策室からの指導や県内他市町村における今後の方向も注視し、制度改正への方向性について、さまざまな角度より検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

8 番（青木浩明君）

7 年度からやりますというような、明確な答弁はいただけませんでしたね。

最後の部分で、制度改正への方向性は検討していただけるということでしたので、以前よりは一步前進というところでしょうか。

動物の行動範囲に市町村の境界はありません。本町の集落で四万十市や四万十町と境界が隣接している地区では、市町村境を越えて有害鳥獣が入ってくることは容易に考えられます。本町だけの対応では限界があるため、先ほど課長が答弁したとおり、四万十市や四万十町との広域的な連携が必要になってくることは、私もそのとおりだと思います。

そこで、再質問を行います。

町の被害防止計画、これの 4 ページにですね、ちょっと読み上げます。4 ページに、(5)、今後の取り組み方針というところがあります。その最下段にですね、ちょっと読みますね。

近隣（隣接）市町村である四万十市および四万十町と連携し、シカの連携捕獲を毎年 1 回実施する、というくだりがあります。

この広域連携については私も必要だと思っておりますので、近年の開催状況と捕獲頭数等が分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは青木議員の再質問にお答えします。

現時点での鳥獣被害防止における広域での取り組みにつきましては、高知県事業におけるシカ個体数調整事業が、代表的な取り組みとなっております。

事業の内容としましては、猟期の期間中であります 11 月 15 日から 3 月 31 日となっており、黒潮町における令和 5 年度における実績は、捕獲頭数が 46 頭、報償金額が 36 万 8,000 円、1 頭当たり 8,000 円という形の制度となっております。

現在、広域に関しまして、この事業のほかに該当する事業はございませんが、年間を通じての幡多郡内、農林行政関係者会議の中でも、この鳥獣被害拡大防止に関しての案件は個別に協議を行っております。

今後、そういった場におきましても、共通の重要課題として、今後の広域での取り組みにつきまして意見の方を述べさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

8 番（青木浩明君）

先ほど申されたシカ個体数調整事業、これは県事業でよろしいですか。これで 46 頭、36 万 8,000 円の補助金が出ているということですかね。分かりました。

広域連携は必要なことですので、今後も継続してほしいと思います。

仮に要綱を改正して、狩猟期間も報償金の対象にしたとしてもですね、狩猟期間中に、実施隊の方が山の中

に入ること安全が脅かされ、猟友会の方とトラブルになることも予想されます。そのような事態だけは避けなければなりませんので、必ずですね、猟友会の皆さんの意見を聞きながら、どのような対応がいいのかを検討してもらいたいというふうに思います。

それから財源のことですけれども、国は特別措置法において、市町村の被害防止計画に基づいて行う事項に対して、特別交付税として8割を交付するということになっているようであります。計画に伴わないものは5割のようであります。冒頭でも言いましたけれども、土佐市や日高村もこの財源を充てているとのことでした。現時点です、特別交付税以外に、有効な財源があるかどうかまでは私もちょっとつかんではいませんけれども、先行する自治体はですね、状況等を参考にしながら検討材料にしてもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど課長の答弁で、捕獲頭数の多かった年の翌年は、何か少なくなるきらいがあると。決して右肩上がりではないですよというふうな答弁があったかと思います。捕獲をして投資をすれば、その翌年には結果が出ておるといのがここ数年の状況だということですので、ぜひ、前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、要項改正を検討するに当たってもう一点、要望をしておきます。

協議会、自治体や猟友会の皆さんは当然、もちろんですけれども、ぜひですね、農家の皆さんからも意見を聞く機会を持ってもらいたいと思います。現場で一番困っているのは、農家の皆さんであります。その中で、どのような対策が有効で実効性があるかを検討して、今後の施策に反映してもらいたいと、そういうふうに要望しておきたいと思います。

最後に、町長に一言申し上げます。

令和7年度は第2期大西町政の実質的なスタートの年であります。予算編成方針に基づいて、当初予算に計上された各種事業を遅滞なく完全、確実に推進することが住民福祉の向上につながることを考えております。従いまして、健康には十分留意されまして、職員の皆さんとともにですね、7年度事業に当たっていただくことをお願い致しまして、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、青木浩明君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 13時 10分